

○第20回農薬第三専門調査会（非公開）

日時：令和5年2月13日（月）14：00～15：14

議事概要：

（1）農薬（1,4-ジメチルナフタレン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、1,4-ジメチルナフタレンの許容一日摂取量（ADI）を0.10 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*植物成長調整剤で、ばれいしょに使用します。今回、インポートトレランス設定（ばれいしょ）の要請がされています。